令和元年度第4回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会議事録

日 時:令和元年12月24日(木)

 $11:09\sim11:35$

会場:管理棟3階中会議室

出席者:別紙のとおり

1 開 会

市場協力会会長 浜松青果㈱代表取締役社長 松井英司氏

2 あいさつ

農林水産担当部長

- ・11 月市議会定例会において 12 月 19 日に議決され、来年 6 月 21 日の施行を迎える。 委員の皆様の協力によるものと感謝申し上げる。
- ・この後は、規則及び要綱を整理し、皆様に報告する。
- ・市場の一番の懸案事項は、市場再整備であり、今後、基本構想の作成にあたり皆様の 意見をいただき取り組んでいくので協力をお願いする。

3 協議事項

(1) 浜松市中央卸売市場業務条例について(令和元年12月19日公布)

【説明】髙栁業務 G 長

・改正中央卸売市場業務条例について説明。

条例第3条(取扱品目)

- ・取扱品目の部類性の廃止とともに、現行の取扱品目から変更のないこと。
- 第6条ほか(卸売の業務の許可、名称の変更等、許可の取り消し)
 - ・国の許可から市長に改正され新規規定として追加されたこと。

第18条(せり人の登録)

- ・せり人の試験、更新は廃止。引き続き登録申請が必要なこと。
- ・資格要件である卸売業者が推薦する1年以上卸売の業務に従事した者、試験に代わる研修会の規定は、要綱に規定する。
- ・せり人の登録証(携帯)及びせり人章の交付は規則で規定し、市が交付する。

第22条(仲卸しの業務の許可)

- ・許可に係る条例規定は現行条例のとおり。
- ・申請内容、添付書類等を規則に規定するとともに、資格要件、申請書類、仲卸補助者 の届出等、有効期間(5年以内)、仲卸業者章、仲卸補助章の発行及び紛失、再発行届な

どの詳細は要綱に規定する。

第32条(売買参加者の承認)

- ・承認は条例規定。
- ・資格要件、申請書類、売買参加補助者の届出等、有効期間(5 年以内)、名称変更等、 辞退届出、売買参加者章、売買参加補助章の発行及び紛失、再発行届などの詳細は要綱 規定。

第33条(買出人の承認)

- ・承認は条例規定。
- ・資格要件、申請書類、買出補助者の届出等、有効期間(5 年以内)、名称変更等、辞退届、買出人章、買出補助章の発行及び紛失、再発行届など詳細は要綱規定。

第35条 (関連事業者の許可)

- 許可は条例規定。
- ・申請内容、添付書類等は、規則に規定。
- ・資格要件、申請書類、の届出等、有効期間(5年以内)などの詳細は要綱に規定。

第43条(売買取引の方法)

- ・せり売又は入札の方法又は相対取引を規定し、別表規定は廃止。
- 第46条(第三者販売)、第47条(商物一致)、第48条(自社買い受け)
 - ・この3つの規制は廃止。報告義務を新たに条例、規則、要綱に規定。
- 第54条(卸売業者による売買取引の条件の公表)
 - ・卸売市場法の改正によりインターネットの利用その他の適切な方法で公表が新たに条例、規則に規定。

第55条(売買取引の結果等の報告)

・従来の報告に、売買取引に係る金銭の収受(各種奨励金、委託手数料など)について 月単位で公表が新たに条例、規則、要綱に規定。

第58条(支払期日、方法等決済の方法)

・決済の方法が開設者、卸売業者(取引条件の公表)に公表が条例、規則、要綱に規定されること。

第69条(指導及び助言)、第71条(改善措置命令)、第72条(監督処分)

・卸売業者直接の立入検査は、開設者である市が主導。卸売市場における公正な取引の 確保のため、市の行う指導、監督、検査を実施いていく。

第73条(市場開設運営協議会)

- ・協議会は10人以内をもって組織し、学識経験者を有するとともに、市長が委嘱する。
- ・令和2年6月21日条例等施行後は、新条例の付則により現在の委員長、委員が継承する規定としている。

第78条(自動車の登録の義務)

・市場内で自動車を使用するものは、市長の登録が必要である。

- ・市場への入場は、市の許可、承認などを受けた者でなければならない。 その他
 - ・市場使用料においては、10月1日消費税改正に伴う改正以降の変更はない。
 - ・卸売業者、仲卸業者(直荷引きにかかる販売金額)の市場使用料売上高割は現行どお り条例、規則、要綱で規定。
 - ・附則において、条例第 44 条の卸売業者の兼業業務、第 51 条第 1 項の仲卸業者の兼業業務は、令和 2 年 6 月 21 日以降は、現行条例を引き継がないため再度申請承認が必要であること。

以上、条例、規則及び要綱について一括説明

【質問】

(卸理事) : 別表の卸売業者、仲卸業者の市場使用料(売上高割)は1,000分の3なのか。

(市) : 条例においては、1,000分の3ですが、規則において1,000分の2.5規定しますので変更はありません。

その他、仲卸、商業協同組合(売買参加者、買出人)関連事業者の質疑なし。

【報告】

(市) : 今後のスケジュールとして、3月の年度末までには、中央卸売市場の認定を 受けたいと考える。その他として、初せり式への参加依頼と青果部卸売場 中通路付近、初せり式式場周辺の荷物の移動を依頼。

以上

第4回あり方研究会出席者

No	委員区分	役職名	氏名
1	水産卸会社	㈱浜松魚市代表取締役社長	宮地 一郎
2	水産卸会社	浜松魚類㈱代表取締役社長	川村 雅美
3	青果卸会社	浜松青果㈱代表取締役社長	松井 英司
4	青果卸会社	㈱浜中代表取締役社長	山下 茂春
5	水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長	櫻井 秀己
6	青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長	伊藤 嗣男
7	青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長	山本 寿範
8	果物商業協同組合	果物商業協同組合事務長	松本 光由
9	水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長	春日 大史
10	関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長	山田 晴久
11	市場協力会	市場協力会事務長	小粥 康弘
12	開設者	産業部農林水産担当部長	山下 文彦
13	管理事務所	産業部中央卸売市場	名倉 勝
14	管理事務所	産業部中央卸売市場	池谷 謙司
15	管理事務所	産業部中央卸売市場	髙栁 光男
16	管理事務所	産業部中央卸売市場	古橋 育三
17	管理事務所	産業部中央卸売市場	三浦 宏之
18	管理事務所	産業部中央卸売市場	浅井 祐城